

山梨県公報

号外第十六号

令和二年

三月三十一日

火曜日

目次

条 例

- 山梨県県税条例等の一部を改正する条例……………一
○山梨県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例……………三

条例のあらまし

○山梨県県税条例等の一部を改正する条例(条例第三十二号)(税務課)

1 地方税法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

- (一) 法人事業税に係る課税方式について、電気供給業(発電事業及び小売電気事業に限る。)のうち、資本金が一億円を超えるものにあつては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により、資本金が一億円以下のものにあつては収入割額及び所得割額の合算額により、それぞれ課するとともに、標準税率の見直しを行う。
- (二) たばこ税について、輸出免税等の適用に当たつて必要となる課税免除事由に該当することを証明する書類の知事への提出を不要とする。
- (三) 不動産取得税に係る次の特例措置について、その適用期限を二年延長する。
- (1) 新築住宅を宅地建物取引業者等から取得したものとみなす日を、住宅新築の日から一年(本則は六月)を経過した日に緩和する特例措置
- (2) 新築の特例適用住宅用土地に係る減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を三年(本則は二年)以内に緩和する特例措置
- (四) 軽油引取税について、電気供給業を営む者が汽力発電装置の助燃の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置を廃止する。
- (五) その他規定の整理を行う。
- 2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。ただし、1(五)については、公布の日から施行することとした。

○山梨県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例(条例第三十三号)(畜産課)

1 家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、当該法令の用語を引用する規定の整理を行う

こととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

山梨県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十二号

山梨県県税条例等の一部を改正する条例
(山梨県県税条例の一部改正)

第一条 山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号口中「法第七十二条の二十四の七第五項各号」を「法第七十二条の二十四の七第六項各号」に改め、同項第二号中「電気供給業」の下に「(次号に掲げる事業を除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

三 電気供給業のうち、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものとして府令で定めるものを含む。以下この節において「発電事業(これに準ずるものとして府令で定めるものを含む。以下この節において「発電事業等」という。)) 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

ロ 第一号ロに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

第三十七条第一項中「事業の区分」を「事業税の区分」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- 二 資本割 各事業年度の資本金等の額
- 三 所得割 各事業年度の所得
- 四 収入割 各事業年度の収入金額
- 第三十七条第二項中「前項第一号イ」を「前項第一号」に、「同号ロ」を「同項第二号」に、「同号ハ」を「同項第三号」に、「前項第二号」を「同項第四号」に改める。

第三十七条の二第二項中「前条第一項第二号に規定する事業」を「電気供給業、ガス供給業、保険業若しくは貿易保険業」に改める。

第三十八条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「電気供給業」の下に「（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第三十四条第一項第三号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七を乗じて得た金額

ハ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五を乗じて得た金額

二 第三十四条第一項第三号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の所得に百分の一・八五を乗じて得た金額

第四十条第一項中「所得割（一）」を「所得割等（一）」に、「にあつては、付加価値制」を「の付加価値制」に、「とする」を「又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう」に、「収入割」を「収入割等（同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう）」に改め、同項第一号中「第十四項」を「第十六項」に改める。

第六十八条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）」に、「知事に府令第八条の四に規定する書類を提出しない場合には、適用しない」を「府令で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第三号又は第四号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を知事に提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第六十八条の四第一項又は第三項の規定による申告書に前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、府令で定めるところにより当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

第六十八条の四第一項中「第六十八条の二第二項」を「第六十八条の二第三項」に

改める。

第百十四条の三第一項第四号イ(2)中「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に、「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ロ(2)並びに同項第五号イ(2)及びロ(2)中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第二項の表以外の部分中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項の表第四号イ(2)の項中「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に、「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同表第四号ロ(2)の項中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

第百十四条の七第一項第一号イ(2)及びロ(2)並びに第二号イ(2)及びロ(2)、第二項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)並びに第四項の表中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第六条の二第一項中「平成四十五年」を「令和十五年」に、「平成三十二年」を「令和三年」に改め、同条第三項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

附則第六条の二の二第一項中「平成三十三年」を「令和六年度」に改める。

附則第七条の二中「平成五十年」を「令和二十年」に改める。

附則第十条中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二第一項、第三項、第四項及び第六項、第十条の三第一項並びに第十条の五第一項及び第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の三第一項中「平成三十二年」を「令和五年度」に改め、同条第二項中「平成三十二年」を「令和五年度」に、「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改め、同条第三項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

附則第十二条の六第一項及び第二項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第二項第四号及び第五号中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和元年度分」に改め、同項各号中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和元年度分」に改め、同条第三項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項各号中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和元年度分」に改め、同項各号中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和元年度分」に改める。

附則第十二条の六の二第四項、第五項、第七項及び第八項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十二条の七第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の十一中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の十三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第五号中「又は装置」を削る。

附則第十二条の十五の二中「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に改める。

附則第十二条の十六の二及び第十二条の十六の三第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の十九第三項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。
附則第十二条の二十二中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

(山梨県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
第二条 山梨県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年山梨県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項第三号中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第十三項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第十四項の表中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第三条 山梨県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年山梨県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第七項中「第三条」を「第七条」に改める。

第四条 山梨県税条例等の一部を改正する条例(平成三十年山梨県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第三号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第四号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第五号中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改め、同条第六号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第七号中「平成三十四年十月一日」を「令和四年十月一日」に改める。

附則第二条中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第五条第二項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同条第五

項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「三十二年新条例」を「二年新条例」に改め、同項の表中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改める。

附則第六条第二項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改め、同条第五項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第六項中「三十三年新条例」を「三年新条例」に改め、同項の表中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改める。

附則
(施行期日)

第一条 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定は、公布の日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)
第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の山梨県税条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

山梨県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十三号
山梨県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例
山梨県家畜伝染病予防法施行条例(平成十二年山梨県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表二の項中「豚コレラ」を「豚熱」に改める。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番